

情報通信科学館（仮称）整備等事業  
実施方針  
<改訂版>

平成 14 年 5 月 31 日

香川県

## 目 次

はじめに.....	1
第1 特定事業の選定に関する事項 .....	2
1 事業内容に関する事項 .....	2
2 特定事業の選定方法等に関する事項 .....	6
第2 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	7
1 事業者選定の方法 .....	7
2 選定の手順及びスケジュール .....	7
3 応募手続き等 .....	7
4 応募者の備えるべき参加資格要件等 .....	10
5 審査及び選定に関する事項 .....	11
6 審査結果及び評価の公表方法 .....	12
7 提出書類の取扱い .....	12
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	13
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 .....	13
2 提供するサービス水準 .....	13
3 選定事業者の責任の履行に関する事項 .....	13
4 県による事業の実施状況の監視 .....	13
第4 施設の立地並びに規模及び機能に関する事項 .....	15
1 規模等 .....	15
2 機能構成 .....	15
第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 .....	16
第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 .....	16
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 .....	16
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	16
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	16
3 その他の支援に関する事項 .....	16
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	16
1 議会の議決 .....	16
2 情報公開及び情報提供 .....	16
3 入札に伴う費用負担 .....	17
様式1 実施方針等の説明会及び現地説明会参加申込書	
様式2 実施方針等に関する質問書	
様式3 実施方針等に関する意見書	
添付資料 リスク分担表(案)	
別添資料 情報通信科学館(仮称)整備等事業 業務要求水準書(案)	

## はじめに

香川県では、本年8月に高度情報化推進計画「かがわITみらいプラン」を策定し、必要とするすべての県民が最先端の情報通信技術を積極的に活用し、その成果を最大限に享受できる高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、今後の情報化施策を総合的・計画的に展開し、多種多様な情報を有効に活用できる社会的な仕組みをつくっていくことにより、うるおいとにぎわいに満ちた地域社会の創造を図っていくこととしています。

また、現在、JR高松駅を中心とする約42haのサンポート高松地区において、本県が、四国及び環瀬戸内交流圏の中で主要な役割を果たしていくため、国際化、情報化に対応した新しい都市拠点の創造、四国の玄関にふさわしい海陸交通のターミナル機能の強化などを目指し、海と市街地が近接しているという全国的にも貴重な立地特性を活かしながら、新しいまちづくりを進めており、その中核となる施設として、平成16年春のオープンを目途に、官民の複合拠点施設であるシンボルタワー（仮称）の建設が進められております。

情報通信科学館（仮称）は、「かがわITみらいプラン」に掲げる施策の一つとして、このシンボルタワーの高層棟の4・5階部分（約3,330㎡）に立地し、県民が情報化に関する関心を高め、理解を深める場を提供することにより、高度情報通信ネットワーク社会に向けた県民の情報化の促進を図る、県民の情報リテラシーの向上に向け活動できる場を提供することにより、情報化時代を担う人材の育成を図る、県民に発表や活動の場を提供することにより、情報発信の実践とこれを活かした新たな人的ネットワークづくりにつながる集いと交流の促進を図る、などの多面的な事業を展開することにより、県民の情報リテラシーの向上を図るとともに、情報化による集いと交流の創出によりサンポート高松の賑わいに寄与しようとするものです。

その整備に当たっては、限られた財政負担の中で、技術進歩の速度が著しい情報通信の分野において、急速な技術革新に的確に対応するためのリニューアルのあり方などが大きな課題となっているところであり、このため、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を施設のハード・ソフトの両面において活用することにより、創意と工夫に満ちた質の高いサービスを広く県民に提供するとともに、常に利用者のニーズに適合した施設にしたいと考えており、PFI適用事業として整備を進めることとしました。

この実施方針は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条の規定に基づき、情報通信科学館（仮称）整備等事業について、香川県の基本的な考え方を示すものです。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

情報通信科学館（仮称）整備等事業

#### (2) 事業に供される公共施設等の種類

情報通信科学館（仮称）

#### (3) 公共施設の管理者

香川県知事 真鍋 武紀

#### (4) 事業目的

県内の高度情報化の推進拠点として、県民の情報リテラシーの向上を図るとともに、情報化による集いと交流の創出によりサンポート高松の賑わいのある街づくりに寄与することを目的とする。

この目的を踏まえ、情報通信科学館（仮称）（以下「本施設」という。）を次の3つの機能を有する施設として整備する。

情報化の普及啓発

情報化時代を担う人材の育成

情報化による集いと交流の創出

#### (5) 事業の範囲

情報通信科学館（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者が、香川県（以下「県」という。）の所有するシンボルタワー（仮称）高層棟4階及び5階部分（詳細は「第4 施設の立地並びに規模及び機能に関する事項」を参照）において、次のような本施設の展示等室内整備及び維持管理・運営に係る業務を行うことを事業の範囲とする。

なお、詳細については、入札公告時に入札説明書と併せて公表する「情報通信科学館（仮称）整備等事業 業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載することとしている。

##### ア 展示等室内整備業務

展示及び情報関係機器・システム等の設計及びその関連業務

展示及び情報関係機器・システム等の施工及びその関連業務

什器・備品等の調達及び設置

施工管理業務

工事に係る各種申請等業務

##### イ 維持管理業務

選定事業者は、自らが調達・設置した情報関連機器・システム、什器・備品等を対象に次の業務を行う。

経常修繕業務

リニューアル業務（実施する前に県との協議が必要）

清掃管理業務

設備機器、情報関連機器・システム運転管理業務

## ウ 運営業務

### (ア) 基本業務

項目	業務内容	実施ゾーン
	展示・体験講座の企画及び実施業務（ 1 ）	ミュージアムゾーンA ミュージアムゾーンB
	貸室業務（利用受付・調整、貸室使用料徴収代行）	アカデミーゾーンA（ 2 ） コミュニケーションゾーンA コミュニケーションゾーンB
	情報関連書籍等の紹介、閲覧業務	アカデミーゾーンB
	情報関連機器・ソフト等の試用サービス業務	
	情報化に関する基礎的な相談業務	
	情報化関連の各種交流イベント等の企画及び実施業務（ 1 ）	コミュニケーションゾーンB
	来館者把握業務	施設全体
	利用案内情報の提供業務	

1 実施する前に県との協議が必要である。

2 財団法人香川情報化推進機構（以下「財団」という。）が使用する時間との調整が必要である。

### (イ) 独自事業

選定事業者は、貸室として運用するアカデミーゾーンA、コミュニケーションゾーンA及びコミュニケーションゾーンBを自ら借り受け、創意工夫により、市場ニーズに対応した研修の実施や最新技術を駆使した映像の上映、集客力のあるイベント（物販を伴うものを含む。）等の企画・実施を行うことができる。

なお、選定事業者は、貸出可能期間の2分の1に相当する日数を上限に優先的に貸室を利用することが可能である。

### (ウ) その他の業務

#### 物販業務

選定事業者は、ワゴンショップ程度のミュージアムショップを常設し、本施設に関連する商品（記念品、グッズ等）を販売することができる。

また、水道設備を必要としない清涼飲料水等の自動販売機の設置も可能である。

#### その他、本事業の目的達成に貢献すると認められる業務

選定事業者は、本事業の目的である「情報化による集いと交流の創出」、「情報化時代を担う人材の育成」及び「情報化の普及啓発」に貢献すると考える業務を提案し事前に県と協議のうえ、実施することが可能である。

### (6) 事業方式

本事業は、選定事業者が本施設の展示及び情報関係機器・システムを設計・施工し、什器・備品等を調達・設置して、所有し、維持管理業務及び運営業務を遂行した後、事業終了

時に、所有していた展示及び情報関係機器等を県に無償譲渡するB O T (Build Operate Transfer)方式とする。ただし、選定事業者と県が協議し合意した場合には、事業継続を選択することができる。

なお、県は、本施設を地方自治法第244条に規定する「公の施設」として位置づける。したがって、本施設の設置、貸室使用料(選定事業者の提案に基づく。)等は県が条例において定めるものとし、利用者が支払う貸室使用料は県の収入となる。

## (7) 県の支払に関する事項

### ア サービス提供に対する対価

#### (ア) 基本サービス料

県は、選定事業者が、「(5) 事業範囲」の「ア 展示等室内整備業務」、「イ 維持管理業務」及び「ウ 運營業務」のうちの「(ア) 基本業務」を行い、質の高いサービスを常時提供することの対価として、基本サービス料を施設運営期間10年にわたり均等に支払う。

また、一定の来館者数を基準に基本サービス料を支払うことを検討している。基準等の考え方については、入札説明書において提示する。

#### (イ) 利用数比例サービス料

選定事業者が、「(5) 事業範囲」の「ウ 運營業務」の「(ア) 基本業務」の業務(貸室使用料徴収代行)に伴い徴収した貸室使用料は、一旦、県の収入とするが、選定事業者と同額支払う予定である。

### イ 支払の時期

選定事業者の資金負担などを軽減するため、県からの支払いは、現在のところ年4回を上限に行うことを予定している。詳細は入札公告時に入札説明書に記載する。

### ウ サービス料の変更

#### (ア) 物価変動に基づく基本サービス料の改定

県が支払う基本サービス料は、1年に1回、物価変動を考慮し改定することを予定している。

改定額は、日本銀行等が公表している物価指数を基に算定した改定率を前年度基本サービス料に乘じ決定することを考えている。

なお、改定率が一定の小幅にとどまる場合は、改定を行わないことも考えている。

#### (イ) 貸室使用料の料金変更に基づく利用数比例サービス料の変更

貸室使用料の料金は、「(6) 事業方式」に記載したとおり、選定事業者の提案に基づき県が条例で定めるが、選定事業者の申し出により、議会の議決のうえ改定することは可能である。したがって、当該料金の改定が行われた場合は、利用数比例サービス料算定の前提が変わることとなる。

## (8) 選定事業者の収入

選定事業者の収入については、次のとおりである。詳細は、入札公告時に入札説明書に記載する。

### ア サービス料収入

#### (ア) 基本サービス料収入

県が、基本サービス料を支払うことによる収入である。

(イ) 利用数比例サービス料収入

県が、利用数比例サービス料を支払うことによる収入である。

イ その他想定される収入

選定事業者は、県から支払われるサービス料収入のほかに、自ら提案を行うことで、次のような収入を得ることが可能である。

(ア) コミュニケーションゾーンBにおける基本業務の実施に伴う観覧料等の収入

選定事業者は、「(5) 事業の範囲」の「ウ 運営業務」の「(ア) 基本業務」のうち、コミュニケーションゾーンBにおいて行うの業務（情報化関連の各種交流イベント等の企画及び実施）を実施するにあたり、県と協議のうえ入場料・観覧料等を設定し、直接の収入とすることができる。

(イ) 独自事業による収入

選定事業者は、「(5) 事業の範囲」の「ウ 運営業務」の「(イ) 独自事業」の業務を実施するにあたり、研修受講料、入場料・観覧料等を自由に設定し、直接の収入とすることができる。

(ウ) 選定事業者から提案された業務による収入

選定事業者は、「(5) 事業の範囲」の「ウ 運営業務」の「(ウ) その他の業務」（物販業務）を実施することで得られる収入を直接の収入とすることができる。

(I) 実費徴収による収入

選定事業者は、「(5) 事業の範囲」の「ウ 運営業務」の「(ア) 基本業務」、又はに定める業務（展示・体験講座の企画及び実施、情報関連書籍等の紹介又は閲覧、情報関連機器・ソフト等の試用サービス）を実施するにあたり、テキスト料金、コピー料金、プリントアウト料金等の実費を利用者から徴収し直接の収入とすることができる。

**(9) 事業期間**

事業期間は、本契約締結日から平成26年3月末日までの11年間とする（整備期間1年間、維持管理・運営期間10年間。）。

**(10) 事業スケジュール（予定）**

仮契約	平成15年(2003年)1月
本契約	平成15年(2003年)3月
整備期間	平成15年(2003年)4月～平成16年(2004年)3月
開業	平成16年(2004年)春
維持管理・運営期間	平成16年(2004年)4月～平成26年(2014年)3月
所有権移転	平成26年(2014年)3月

**(11) 事業に必要と想定される根拠法令等**

（法律・条例等）

建築基準法

消防法

地方自治法

興行場法及び高松市関連条例

香川県福祉のまちづくり条例

高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

騒音規制法

振動規制法

各種の建築関係資格法・業法・労働関係法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

労働安全衛生法

電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令

（要綱・各種基準等）

建設工事安全施工技術指針

建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

建設副産物適正処理推進要綱

機械設備工事共通仕様書及び同標準図

電気設備工事共通仕様書及び同標準図

その他の関連要綱・各種基準等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに当たり必要とされるその他の県及び高松市の関係条例等についても遵守のこと。

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

特定事業の選定及び公表に当たっては、次の点に留意して行う。

本事業については、PFI事業として実施することにより、サービスの質の向上や財政資金の効率的・効果的活用が図られることが期待できる場合に、特定事業として選定する。

県の財政負担見込額の算定に当たっては、選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本事業を特定事業として選定するに当たっては、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに公表する。



## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定の方法

本事業は、第1の1の「(4) 事業目的」に記載した目的を遂行するため、整備段階から維持管理・運営段階までの各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、特に、「情報化による集いと交流の創出」についてのノウハウは、事業者に多くの蓄積があると考えられるため、事業者にはそのノウハウを十分に活用し、本施設を集客力のある施設として整備・維持管理・運営することを期待するものである。

したがって、事業者の選定に当たっては、「情報化による集いと交流の創出」についてのノウハウを重視しつつサービスの対価の額をはじめ、整備能力、維持管理能力、運営能力、資金調達能力等を総合的に評価することとし、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用することとする。

### 2 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおり予定している。

日 程（予定）		内 容
平成13年(2001年)	12月	実施方針等の公表 / 説明会 実施方針等に関する質問受付
平成14年(2002年)	2月	実施方針等に関する質問回答公表 実施方針等に対する意見招請受付 意見等に対するヒアリング
平成14年(2002年)	5月	実施方針改訂版の公表及び特定事業の選定
平成14年(2002年)	6月	入札公告・入札説明書等の公表 入札説明書等に関する質問受付
平成14年(2002年)	8月	入札説明書等に関する質問回答公表 参加表明、資格確認申請の受付 資格確認通知の発送
平成14年(2002年)	10月	提案書の受付
平成14年(2002年)	11月	事業者の選定
平成15年(2003年)	1月	選定事業者との仮契約
平成15年(2003年)	3月	選定事業者との本契約

### 3 応募手続き等

（前項「選定の手順及びスケジュール」を参照）

## (1) 実施方針等の公表 / 説明会 ( )

本事業に対する事業者の参入促進に向け、実施方針等（本編及び情報通信科学館（仮称）整備等事業業務要求水準書（案））を公表し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について県の考え方を提示する。

なお、実施方針等は、記者発表、本施設の整備担当課（政策部情報政策課）における閲覧・配布及び政策部情報政策課ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/joho/>）（以下「担当課HP」という。）への掲載等により公表するとともに、説明会及び現場説明会を開催する。

### < 実施方針等の閲覧・配布 >

閲覧・配布期間	平成13年12月14日（金）から12月28日（金）まで （ただし、土日及び祝日を除く。）
閲覧・配布時間	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
閲覧・配布場所	香川県企画部情報政策課（現在は政策部情報政策課） 本館M5階 香川県高松市番町四丁目1番10号

### < 説明会 >

開催日時	平成13年12月21日（金）午前10時30分から正午まで
開催場所	香川県県民ホール 北館 多目的会議室「玉藻」 住所 高松市玉藻町9番10号
当日連絡先	香川県企画部情報政策課（現在は政策部情報政策課） 電話 087-832-3140（直通）
申込方法	12月19日（水）までに、参加申込書（様式1）に記入のうえ、電子メール又は郵送により申し込むこと。（必着） 電子メールアドレス：joho@pref.kagawa.jp 郵送あて先：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県企画部情報政策課（現在は政策部情報政策課）

### < 現場説明会 >

開催日時	平成13年12月21日（金）午後2時から午後3時まで
集合場所	高松港旅客ターミナルビル1階 住所 高松市浜ノ町1番295
申込方法	12月19日（水）までに、参加申込書（様式1）に記入の上、電子メール又は郵送により申し込むこと。（必着） 電子メールアドレス：joho@pref.kagawa.jp 郵送あて先：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県企画部情報政策課（現在は政策部情報政策課）

## (2) 実施方針等に関する質問受付 ( )、実施方針等に関する質問回答公表 ( )

実施方針等に記載の内容に関して質疑応答を次の要領により行う。

### < 実施方針等に関する質問の提出 >

受付期間 平成13年12月25日(火)から12月28日(金)まで(当日消印有効)

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式2)に記入のうえ、次の方法で、1つの質問につき2部提出。

1部は代表者印を押印のうえ、郵送により提出のこと。

1部は電子メールでのファイル添付又はフロッピー-の郵送により提出のこと。(ファイル形式は、Windows版Microsoft Word 98を使用のこと。)

電子メールアドレス:joho@pref.kagawa.jp

郵送あて先:〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県企画部情報政策課(現在は政策部情報政策課)

<実施方針等に関する質問回答の掲載及び閲覧>

担当課HPへの掲載 平成14年2月4日(月)から

閲覧期間 平成14年2月4日(月)から2月15日(金)まで  
(ただし、土日及び祝日を除く。)

閲覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

閲覧場所 香川県企画部情報政策課(現在は政策部情報政策課) 本館M5階  
香川県高松市番町四丁目1番10号

### (3) 実施方針等に対する意見招請受付( )、意見等に対するヒアリング( )

実施方針等に対する意見又は具体的な提案を次の要領により受け付ける。

受付期間 平成14年2月12日(火)から2月15日(金)まで(当日消印有効)

提出方法 実施方針等について意見・提案がある場合は、その内容を意見書(様式3)に記入の上、次の方法で1つの意見・提案につき2部提出。

1部は代表者印を押印のうえ、郵送により提出のこと。

1部は電子メールでのファイル添付又はフロッピー-の郵送により提出のこと。(ファイル形式は、Windows版Microsoft Word 98を使用のこと。)

電子メールアドレス:joho@pref.kagawa.jp

郵送あて先:〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県企画部情報政策課(現在は政策部情報政策課)

公表 提出のあった意見・提案は、原則として公開・公表しない。

ヒアリング 事業者等から提出のあった意見・提案のうち、県が必要と判断した意見・提案については、直接ヒアリングを行うことも予定している。

### (4) 特定事業の選定( )

実施方針等に対する意見・提案を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特

定事業として選定し、その結果を公表する。

公表に当たっては、県政記者クラブへの資料提供及び担当課HPへの掲載等の方法をとる。

時期は平成14年5月を予定している。なお、詳細については、担当課HPにおいて事前に案内する。

#### (5) 入札公告・入札説明書等の公表（ ）

実施方針等に対する事業者からの意見・提案を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書及び付属資料（業務要求水準書、事業者選定基準、契約書(案)等）を公表する。

入札説明書等の公表は、県政記者クラブへの資料提供、閲覧及び担当課HPへの掲載等の方法をとる。

時期は、平成14年6月を予定している。なお、詳細については、担当課HPにおいて事前に案内する。

#### (6) 入札説明書等に関する質問受付（ ）、入札説明書等に関する質問回答公表（ ）

入札説明書等に記載された内容について質疑応答を行う。詳細については、入札説明書において提示する。

#### (7) 参加表明、資格確認申請の受付（ ）、資格確認通知の発送（ ）

応募者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類等詳細については、入札説明書において提示する。

#### (8) 提案書の受付（ ）

資格審査を通過した応募者に対し、入札説明書等に基づいた本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、必要があると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うこともある。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類等詳細については、入札説明書において提示する。

#### (9) 事業者の選定（ ）

提案書の審査により選定事業者を決定し、応募者に通知するとともに公表する。

公表に当たっては、県政記者クラブへの資料提供及び担当課HPへの掲載等の方法をとる。

#### (10) 選定事業者との仮契約（ ）、選定事業者との本契約（ ）

選定事業者と契約の詳細について協議し、協議が整った時点で、選定事業者（契約主体は、選定事業者が設立する特別目的会社（SPC））と仮契約を締結する。その後、県議会における議決を経て、選定事業者と本契約を締結する。

### 4 応募者の備えるべき参加資格要件等

#### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

応募者は、1社又は複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表者を定める。

参加表明書及び資格確認申請書の提出時には、応募者の構成員（展示等整備企業、維持管理企業、運営企業等）について明らかにする。

参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行う。

応募者の構成員は、他の応募者の構成員にはなれない。

応募者は、仮契約締結時までには本事業を実施する特別目的会社（SPC）を設立することとし、グループで応募した場合の代表者は、SPCへの出資を行うものとする。

## (2) 応募者の参加資格要件

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。

本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

県の指名停止措置を受けていない者であること。

本事業に係るアドバイザー業務に関与していない者及び本事業に係るアドバイザー業務に関与している者と親会社・子会社の関係にない者であること。

実施方針公表時点で、本事業に係るアドバイザー業務に関わっている者は（財）日本経済研究所、（株）松田平田設計である。

最近1年間の国税、地方税を滞納していない者であること。

なお、グループで応募する場合は、及びの要件は構成員の一部が満たすことで足りる。からまでの要件は、構成員全員が満たす必要がある。詳細は、入札説明書等において提示する。

## (3) 参加資格確認基準日

参加表明時点（平成14年8月頃を予定）。

## 5 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者及び県で構成する情報通信科学館（仮称）整備等事業審査委員会（以下「委員会」という。）において行うものとし、委員会のメンバー及び事業者選定基準は、入札説明書とあわせて公表する。

審査は、入札価格のほか、展示等室内整備及び維持管理・運営等の提案内容、県の要求水準との適合性、並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性及び確実性等の各面から総合的に行い、優秀提案を選定する。

委員会において優秀提案を選定するまでの間に、応募者（複数企業等によるグループの場合はその構成員）が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加者の制限又は県の指名停止措置を受けた場合には、当該応募者は選定しない。

### (2) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととする。

#### ア 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

#### イ 提案審査

入札説明書とあわせて公表する事業者選定基準に基づき、入札価格並びに整備計画、維持管理計画、運営計画及び資金調達計画等を総合的に審査する。

### **(3) 事業者の選定**

県は、委員会における優秀提案の選定結果をもとに、選定事業者を決定する。

ただし、選定事業者に本契約締結前に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、その選定事業者は失格とする。

## **6 審査結果及び評価の公表方法**

審査の結果は、県政記者クラブへの資料提供及び担当課HP等を通じて公表する。

## **7 提出書類の取扱い**

### **(1) 著作権**

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業の公表及びその他県が必要と認める時には、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出された書類は返却しない。

### **(2) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている施工材料、施工方法、維持管理方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

##### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料「リスク分担表(案)」によることとする。

#### 2 提供するサービス水準

本事業において実施する本施設の展示等室内整備及び維持管理・運営等に関する性能及びサービス水準は、入札説明書とあわせて公表する要求水準書において提示する水準とし、選定事業者は、責任をもってその性能及びサービス水準を提供する。

現時点における具体的内容は、要求水準書(案)のとおりである。

#### 3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、契約書(入札説明書とあわせて案文を公表)の定めに従い、誠意をもって責任を履行する。本業務を遂行するにあたっては、シンボルタワーの関係者との協議及び調整を図りつつ履行する。

#### 4 県による事業の実施状況の監視

##### (1) モニタリングの実施

県は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

##### (2) モニタリングの時期

###### ア 設計時

県は、選定事業者によって行われた設計が県の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

###### イ 施工時

選定事業者は、本体施工者と調整のうえ、施工監理を行い、定期的に県から、施工及び施工監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、施工の事前説明及び事後報告、現場での施工状況の確認を行う。

###### ウ 施工完了時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で県の確認を受ける。

###### エ 施設供用開始後(維持管理・運営段階)

県は、維持管理・運営段階において、毎年度、サービス料の支払に当たり、業務の実施状況を確認する。

オ 施設引渡し時

県は、事業期間終了後、選定事業者から展示及び情報関連機器・システム、什器・備品等の譲渡を受ける際、引渡し状態が契約において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

**(3) モニタリングの方法**

モニタリングは、次の3つの評価項目を重視し実施することを想定している。具体的な方法及び評価項目は、入札説明書において提示する。

契約書で定めた要求水準で、本施設を常に利用可能な状態に維持管理し、運営（サービス提供）されているか。

一定以上の来館者数が確保されているか。

S P Cの経営状況が健全に維持されているか。

**(4) モニタリングの費用の負担**

モニタリングに係る費用は、県の負担とする。

**(5) サービス料の減額等**

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準書が維持されていないと認められた場合は、基本サービス料の減額等の対象とする。減額等の考え方については、入札説明書において提示する。



## 第4 施設の立地並びに規模及び機能に関する事項

### 1 規模等

ア 所在地：香川県高松市浜ノ町1番269

高松港頭土地区画整理事業地内の都市計画道路高松駅北線北側で港頭東線西側の街区（A3街区）

シンボルタワー（仮称）高層棟4階及び5階部分（県の所有）

イ シンボルタワー（仮称）規模

階数：地下2階、地上30階、塔屋1階（高層棟）

地下2階、地上7階、塔屋1階（低層棟）

敷地面積：13,051.18㎡

建築面積：10,603.43㎡

総延床面積：102,929.50㎡

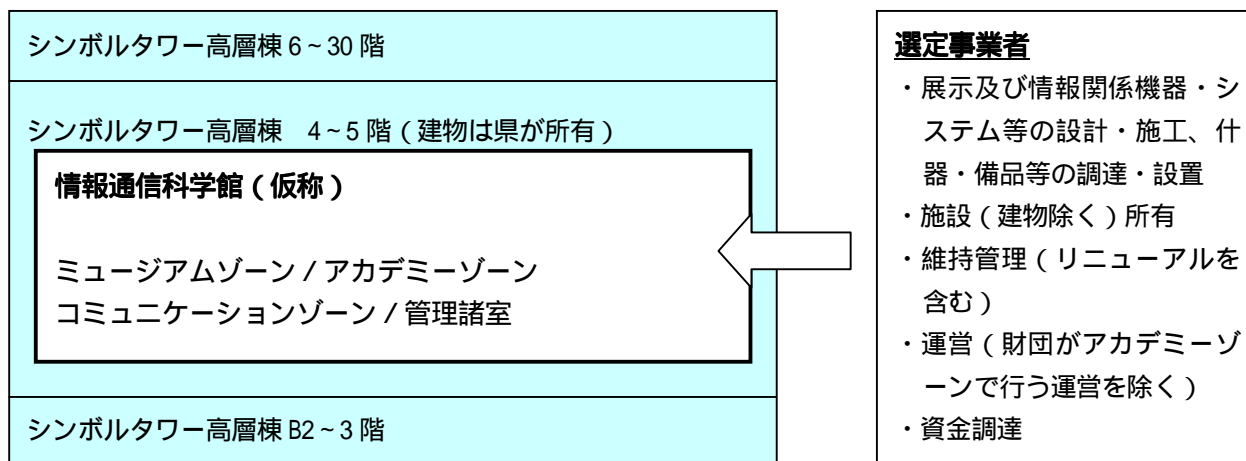
ウ アクセス：JR高松駅より徒歩1分、高松空港より車で35分

エ 専有面積：約3,330㎡

### 2 機能構成

区分	備えるべき機能
ミュージアムゾーン	A ・情報化に関する理解を楽しみながら深めることができる機能
	B ・親子で情報機器操作を体験し、情報機器に慣れ親しむことができる機能
アカデミーゾーン	A ・気軽に受講できる講座等により、情報リテラシーを高めることができる機能
	B ・情報化関連書籍や地域映像作品等の閲覧ができ、情報化に関する基礎的な相談もできる機能
コミュニケーションゾーン	A ・優れた映像作品の鑑賞や最新の映像技術を体験できる機能
	B ・県民に発表の場を提供したり、情報化関連の各種交流イベント等を開催できる機能
管理諸室	・サービス機能（受付、トイレ等） ・管理機能（事務室、倉庫、会議室等）

施設のその他の条件等は、情報通信科学館（仮称）整備等事業業務要求水準書（案）に記載する。



## **第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項**

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

県は契約書の定めに従い選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書において規定する。

その他の事由により事業の継続が困難となった場合

その事由ごとに、責任の所在による修復等、契約書に定める対応方法に従う。

融資機関（融資団）と県との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、選定事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と県で協議を行う。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

選定事業者は、国等において講じられている低利融資制度等の金融上の支援が適用されるよう努める。また、県は選定事業者が当該支援を受けられることができるよう努める。

県は、選定事業者に対して補助金・出資の支援は行わない。

### **3 その他の支援に関する事項**

その他の支援については、以下のとおりとする。

事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力を行う。

法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と選定事業者で協議を行う。

## **第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項**

### **1 議会の議決**

債務負担行為の設定に関する議決

P F I 契約に関する議決

### **2 情報公開及び情報提供**

県は、「香川県情報公開条例」（平成12年香川県条例第54号）に基づき、情報公開を行

う。

また、適宜、県政記者クラブへの情報提供、担当課HPへの掲載等を通じて情報提供を行う。

### 3 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

香川県 政策部 情報政策課

住 所：〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

電 話：087-832-3140（直通）

F A X：087-834-1542

電子メール：joho@pref.kagawa.jp

(様式1) ~ (様式3) 省略

(添付資料) リスク分担表 (案)

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
					県	事業者	
選定段階	入札説明書リスク		1	入札説明書の誤りに関するもの	●		
			2	入札説明書の内容の変更に関するもの	●		
段階	応募リスク		3	応募費用の負担に関するもの		●	
	契約リスク		4	選定事業者と契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合	●	●	
全段階	制度変更リスク	法制度リスク	5	法制度の新設・変更に関するもの	●		
		許認可リスク	6	維持管理の許認可変更に関するもの	●		
			7	県が取得すべき許認可の取得・遅延に関するもの	●		
			8	上記以外の許認可に関するもの		●	
	税制リスク	9	法人税の変更に関するもの		●		
		10	消費税の変更に関するもの	●			
		11	その他新税に関するもの	●			
	政治リスク	12	PFIに係る議決が得られない場合	●			
		13	政策の変更	●			
	共通段階	社会リスク	住民問題リスク	14	施設に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	●	
		デフォルトリスク	事業者デフォルトリスク	15	選定事業者の事業破綻・事業放棄等		●
				16	選定事業者のサービス水準の低下		●
				17	選定事業者の主要義務の違反		●
18				最終期限日までに施工が完成しなかった場合		●	
公共デフォルトリスク		19	債務不履行等	●			
不可抗力リスク		20	天災、暴動等	●	▲		
設計段階	計画・設計リスク	設計リスク	21	県の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	●		
			22	選定事業者の指示、判断の不備による設計変更		●	
	資金調達リスク	23	資本金、融資など必要な資金の確保に関するもの		●		
施工段階	施工リスク	施工遅延リスク	24	展示等施工が契約より遅延し、又は完成しないリスク		●	
			25	建物施工が契約より遅延し、又は完成しないリスク	●		
	施工監理リスク	26	施工監理に関するリスク		●		
	施工費増大リスク	27	県の指示による施工費の増大・予算超過	●			
		28	上記以外の施工費の増大・予算超過		●		
	性能リスク	29	要求仕様不適合		●		
	施設損傷リスク	30	使用前に施工目的物、関連施工に関して生じた損害		●		
経済リスク	物価リスク	31	インフレ・デフレに関するもの		●		
	金利リスク	32	金利の変動に関するもの		●		

(続)

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
					県	事業者	
維持管理・運営業務実施	支払遅延・不能リスク		33	サービス対価の支払遅延・不能	●		
	※	業務実施リスク	計画変更リスク	34	県の責による事業内容・用途の変更によるもの	●	
			性能リスク	35	要求仕様不適合		●
		展示等かしリスク	36	展示等にかしが見つかった場合		●	
		維持管理コストリスク	37	県の責めによる事業内容・用途変更等における維持管理費の増大	●		
			38	上記以外の維持管理費の増大		●	
		入館者リスク	39	入館者に関するトラブル		●	
		展示リスク	40	展示中の機器等の盗難・破損		●	
		第三者賠償リスク	41	展示等のかしによる事故に関するもの		●	
			42	展示等の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		●	
	展示等損傷リスク	43	劣化による展示等の損傷		●		
		44	事故・火災による展示等の損傷		●		
	段階	技術革新・陳腐化リスク		45	技術革新等による情報通信科学館の機能的・社会的劣化		●
マーケットリスク	需要予測リスク	46	情報通信科学館の稼働率に関するもの		●		
	競合施設リスク	47	同種の施設の建設に関するもの		●		
経済リスク	物価リスク	48	インフレ・デフレに関するもの	●			
	金利リスク	49	金利の変動に関するもの		●		
移管段階	移管手続リスク		50	施設移管手続に伴う費用の発生に関するもの		●	
			51	事業会社の清算手続に伴う評価損益		●	

財団法人香川情報化推進機構の運営に関係する当該リスクで、財団の責めに帰すべき事由によるものについては財団の負担とする。

「展示等」は選定事業者が調達・設置した情報関連機器、システム、什器、備品等のことをいう。

：主担当、 ：従担当